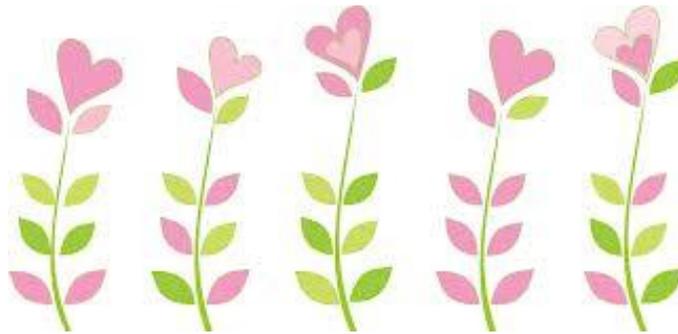


令和7年度 溝辺中学校いじめ防止基本方針



-
- 溝辺中学校いじめ撲滅宣言
 - いじめ防止基本方針全体計画
 - I いじめについての基本的な認識
 - II いじめの未然防止
 - III いじめの早期発見
 - IV いじめが起きた場合の対応
 - V いじめ防止に関するチェックポイント
 - VI いじめ防止に関する実態調査
-

《溝辺中学校いじめ撲滅宣言》

- 一 私たちは、いじめを絶対に許しません。
- 一 私たちは、いじめられている人を決して無視しません。
- 一 私たちは、人の気持ちを考えて行動します。
- 一 私たちは、困っている人がいたら優しく手を差し伸べます。

以上、ここに宣言します。

溝辺中学校生徒会

いじめ防止基本方針全体計画

霧島市立溝辺中学校

法令等
<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止対策推進法(H25.9) ○ いじめ防止等のための基本的な方針(H25.10) ○ いじめ防止等のための基本的な方針の改訂(H29.3) ○ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(H29.3) ○ 鹿児島県・霧島市いじめ防止基本方針の改定(H29.10) ○ 鹿児島県いじめ対策必携改訂(R2.3) ○ 生徒指導提要改定(R4.12)

学校教育目標
心豊かで、主体的に学び、自ら考動できる生徒の育成

市のいじめ防止に関する基本認識
<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る。 ○ ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。 ○ まだ気付いていないいじめがある。 ○ いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ○ いじめは人権侵害であり、人として、決して許される行為ではない。

いじめ問題への基本的な認識
<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめはどこでも起こりうる問題である。 ○ いじめは絶対に許されない行為である。 ○ いじめられる子どもの立場で考える。 ○ 根気強く継続的な対応を心掛ける。 ○ 周囲と連携して対応にあたる。

溝辺中学校いじめ対策委員会
<ol style="list-style-type: none"> 1 生徒指導委員会（兼「いじめ・不登校対策委員会」）の実施（週1回の開催） 【 構成員：校長、教頭、生徒指導主任、学級担任、養護教諭、かけはしサポーター（勤務日） 】 2 生徒指導委員会の内容の伝達による共通理解の場の設定（生徒指導委員会後の職員朝会） 3 学校運営協議会（学期1回の開催） 4 専門家を加えた会（事案に応じて開催、いじめ問題対策支援相談員等の招聘）

PTAとの連携
<ul style="list-style-type: none"> ○ PTA総会(学級PTA)における溝辺中学校いじめ防止基本方針の説明 ○ 学級PTAにおけるいじめ等に関する実態の説明 ○ PTA理事会における学校生活に関する実態の説明 ○ 学校ホームページにおける溝辺中学校いじめ防止基本方針の公開

学校の取組
<ol style="list-style-type: none"> 1 未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育の充実 ○ 生徒会によるいじめ防止活動 2 早期発見 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「いじめアンケート」の実施 ○ 「学校楽しいーと」の活用 ○ 教育相談の充実 3 対応 <ul style="list-style-type: none"> ○ チームによる早期対応 ○ 各関係機関との連携

市教委との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導主事等の派遣及び助言 ○ 研修等への講師派遣 ○ かけはしサポーター、SC
関係機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○ 校区小学校 ○ 子育て支援課 ○ 警察（溝辺駐在所） ○ 学校ネットパトロール ○ その他必要機関

【年間計画】

月	実態把握	道徳・学活等	教科等	生徒会活動	教育相談	職員研修	その他
4	いじめアンケート	いじめ問題を考える週間	教科オリエンテーションと学習のしつけ	いじめ撲滅宣言(入会式)	三者面談(全)	事例研修	命の教育の日
5	いじめアンケート	命の尊さ(道)	情報モラルに関する指導		個別指導 学校楽しいーと		命の教育の日 学校運営協議会
6	いじめアンケート	私たちの悩みや不安(学)		いじめ防止ポスター作成			命の教育の日
7	いじめアンケート	1学期の反省			三者面談(3年)		命の教育の日
8							命の教育の日
9	いじめアンケート	いじめ問題を考える週間				事例研修	命の教育の日
10	いじめアンケート	差別や偏見のない公平な心	文化祭				命の教育の日 学校運営協議会
11	いじめアンケート	相手の立場を理解する心			個別指導 学校楽しいーと 三者面談(3年)	人権同和教育	命の教育の日
12	いじめアンケート	人権週間 2学期の反省	人権週間への取組	いじめ防止標語作成			命の教育の日
1	いじめアンケート	いじめ問題を考える週間				事例研修	命の教育の日
2	いじめアンケート	思いやりの心(道)			個別指導 学校楽しいーと		命の教育の日 学校運営協議会
3	いじめアンケート	3学期の反省 次年度の抱負					命の教育の日

I いじめについての基本的な認識

「いじめ」とは

生徒に対して「当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係^{注1}のある他の生徒が行う、心理的（仲間はずれや集団による無視など、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるもの）又は物理的（身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり隠されたりすることなど）な影響^{注2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（平成25年～いじめ防止対策推進法による定義）

注1) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。

注2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「いじめ解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害生徒・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

1 いじめはどこでも起こりうる問題である

- どの学校においても、どの生徒も、いじめられる立場、いじめる立場になり得るという認識をもつ。
- 日頃から生徒が発する危険信号を見逃さず、早期発見に努める。

2 いじめは絶対に許されない行為である

- 命や人権にかかわる問題として受け止め、最後まで指導を行う。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識をもち、いじめられている生徒を守り通す立場から、毅然とした態度で指導を徹底する。
- 単なるいたずらやけんかと受け止めず、いじめは卑怯な行為であるとの認識をもつ。

3 いじめられる子どもの立場で考える

- 「いじめられる側にも問題がある」との見方はしない。
- いじめられているかどうかは、いじめられた生徒の気持ちを重視し、いじめられた生徒の立場に立って親身に指導を行う。
- 先入観で生徒たちの人間関係を強者、弱者と固定せず、多面的に捉えるよう努めることにより、いじめの実態を的確に把握する。

4 根気強く継続的な対応を心掛ける

- いじめを未然に防止することや、いじめを早期に解消することは、生徒の成長や発達にとって極めて重要な問題として受け止める。
- 一度いじめが解決したように見えても、再度いじめが起こる場合もあり、継続して取り組む。

5 周囲と連携して対応にあたる

- いじめが起こったら一人で抱え込まずに、よりよい学校・学級づくりのチャンスと捉え他の教職員と協力し、学校全体で組織的に対応する。
- いじめの問題は家庭教育の在り方に大きく関わりを有しており、家庭との連携を日頃から密にし、より良い人間関係づくりに努める。
- カウンセラーや関係機関等とも連携を図り、いじめられた生徒に守ってもらえるという安心感を獲得させる。
- いじめる生徒のいじめる気持ちの背景にも効果的な指導を行う。

II いじめの未然防止

1 未然防止の考え方

いじめの発見を第一に取り組むという姿勢では、手遅れになることが少なくない。被害者・加害者を発見するまでもなく、全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働き掛け、未然防止の取組を行うことが最も合理的で有効な対策になる。

2 未然防止の基本

全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから未然防止は始まる。

★「居場所づくり」

学級や学年、学校を生徒の居場所になるようにしていくこと。様々な危険から子どもを守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じをもったりしないという安心感も重要である。単に居心地よくしてあげるということではなく、生徒が困らないようにするための場所づくりを行う。

★「絆づくり」と「自己有用感」

絆づくりとは、教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとに、生徒自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。生徒同士と一緒に活動することを通して、自ら感じとっていくものが絆であり自己有用感である。絆づくりを行うのは生徒であり、教師が直接関与することはできないが、そのために全ての生徒が活躍できる場づくりを行うなどの教師の働き掛けが不可欠である。

3 未然防止の具体策

(1) 管理職の取組

- ア いじめはどこでも起こりうるという危機意識をもつように、最近の事例等を挙げながら全職員の意識を高める。また、具体的な未然防止について共通理解を図る。
- イ 生徒たちが落ち着いた学校生活を送ることができるよう、規律に基づいた生活や整然とした校内環境の整備等の充実を図る。

(2) 教職員の取組

ア 「分かる授業づくり」の推進

- 生徒が学校で過ごす中で一番長いのは授業時間である。授業の中で生徒のストレスを高めていないか、学力に対する自信のなさは学習意欲を低下させる。いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- 2分前着席・1分前黙想等や、学習の心得10箇条による指導を徹底する。

イ 「豊かな人間関係を築く」指導

- 表面的な行動のみにとらわれて、一方的に叱責したり、注意したりするだけの存在にならないように気を付ける。生徒がとる行動の背景や原因にも目を向け、生徒の思いを理解した上で自尊心や自己肯定感がもてるように指導する。

- ウ 「道德教育」の充実
 - 道德の時間で、自分の考えや思いを見つめ直したり、他の考えを認めたりする。自己理解や他者理解を深めるなど、豊かな心や人間性を育む道德教育を充実する。
- (3) 生徒の取組
 - ア 「溝辺中学校いじめ撲滅宣言」の推進
 - 自分たちで考えて作成した「いじめ撲滅宣言」を基に、充実した学校生活が送れるように、生徒会本部による取組の工夫や専門委員会活動等の充実を図る。
 - イ 「諸行事」の充実
 - 体育大会や文化祭、校内駅伝大会など、各行事に協力しながら取り組む中で、お互いのよさを認め合いながら充実した成果につなげることができるようにする。
- (4) 保護者の取組
 - ア 「携帯やスマートフォン所持」の必要性を考える。
 - LINEによるトラブルが多発している現状を把握し、保護者の良識ある判断でスマートフォンやタブレットなどの不必要な所持をさせないようにする。
 - イ 「子どもの行動」を把握する。
 - 出掛けるときには行き先や用件、帰宅時間を必ず伝えるようにする。
 - ウ 「子どもとの対話」を大切にする。
 - 日頃より会話を大切にし、悩みがあればすぐに相談できるような関係づくりや、機会があるごとにいじめは絶対に許されない行為であることを話す。
 - 子どもといろいろな体験活動に参加するなどの触れ合う機会をもつ。
 - エ 「思いやりの心を」育てる。
 - お年寄りをいたわったり、困っている人を助けたりするなど、日頃の社会生活の中で保護者が実践してみせることを通して、他人を思いやる心を教える。

Ⅲ いじめの早期発見

1 早期発見の考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識する。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

2 早期発見の基本

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

- いじめは大人の見えないところで行われる
- いじめられている本人からの訴えは少ない
- いじめは見えにくい（特に、ネットいじめ）



- ① 生徒の些細な変化に気付くこと
- ② 気付いた情報を確実に共有すること
- ③ 情報に基づき速やかに対応すること

※ 生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

3 早期発見の手立て

(1) 管理職の取組

- ア 学校や家庭での生徒の様子で気になることなど、日常の些細な情報でも耳に入るように、日頃から全職員と連携を図る。
- イ 授業参観や校内巡視の中で、学級の雰囲気や生徒の様子、環境等の変化に留意しながら、気付いたことへの対応を図る。
- ウ 気になる生徒への声掛けや、授業参観等来校の機会に保護者との会話の中で気付いたことへの対応を図る。
- エ 地域からの通報や連絡などから得た情報をもとに、必要に応じた対応を図る。

(2) 教職員の取組

ア 「いじめのサイン」に気付く日々の観察

(ア) 子ども集団の様子

日常的なからかい、ふざけ合い、プロレスごっこ、乱暴な言葉遣い、使い走りをさせられている、わざと一緒にはしゃいでいるように見える

(イ) 個人の行動変化など

元気がない、遅刻しがち、欠席しがち、休み時間に一人でいる、保健室によく行く、体調不良を訴える

(ウ) 個人におこる出来事

服が汚れている、靴の跡がついている、持ち物がなくなる・捨てられる、持ち物が壊される、落書きされる、発言に笑いがおきる

イ 「生活の記録(わかたか)」の活用

毎日のやりとりを通して信頼関係を築きながら、気になる内容に関して対応する。

ウ 「教育相談」の充実

学期ごとに教育相談週間を位置付け、全生徒を対象に実施し、学習面や生活面などの悩みや生徒の変化に対して対応する。

エ 「いじめ実態調査アンケート」の実施

毎月1回、全学年で時間を合わせて実施し、該当があれば聞き取り対応する。

(3) 生徒の取組

ア 「あいさつ運動」の推進

生徒会本部役員を中心として、正門や生徒玄関で朝のあいさつ運動を行う。その中で元気がないなどの変化に気付いたことがあれば、担任等へ報告する。

(4) 保護者の取組

ア 「子どもの変化」に気付く(いつもの生活と比べた変化)

- ・服や持ち物が汚れたり、破れたりしている(知らない持ち物が増えている)
- ・日頃と比べて無口である
- ・自分の部屋に閉じこもって出てこない
- ・食欲が落ちる、もしくは食べない
- ・体調不良を理由に学校へ行きたがらない
- ・朝、なかなか起きてこない(いつもより帰りが遅い)
- ・急に成績が落ちる
- ・自傷行為が見られる

イ 「学校へ行く機会」を多くもつ

授業参観や家庭教育学級などへ積極的に参加し、多くの保護者と馴染みになる中で、いろいろな情報交換を行う機会をもつ。

ウ 「先生と話す機会」をもつ

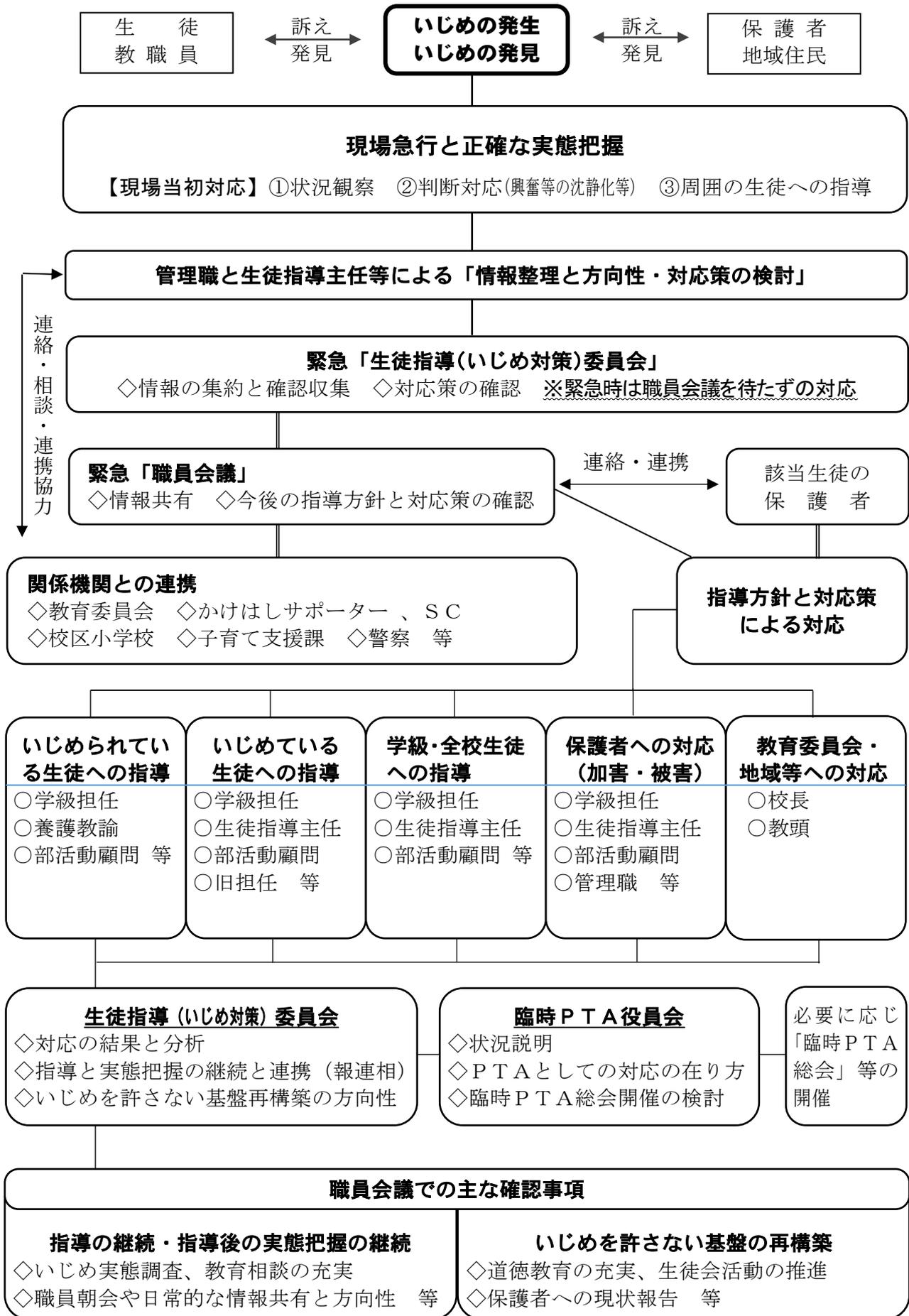
- ・気になることがあれば、遠慮なく担任や部活動顧問の先生等へ相談する。
- ・学級PTA後の時間等を利用して、じっくり先生と話をしたり、相談したりする。

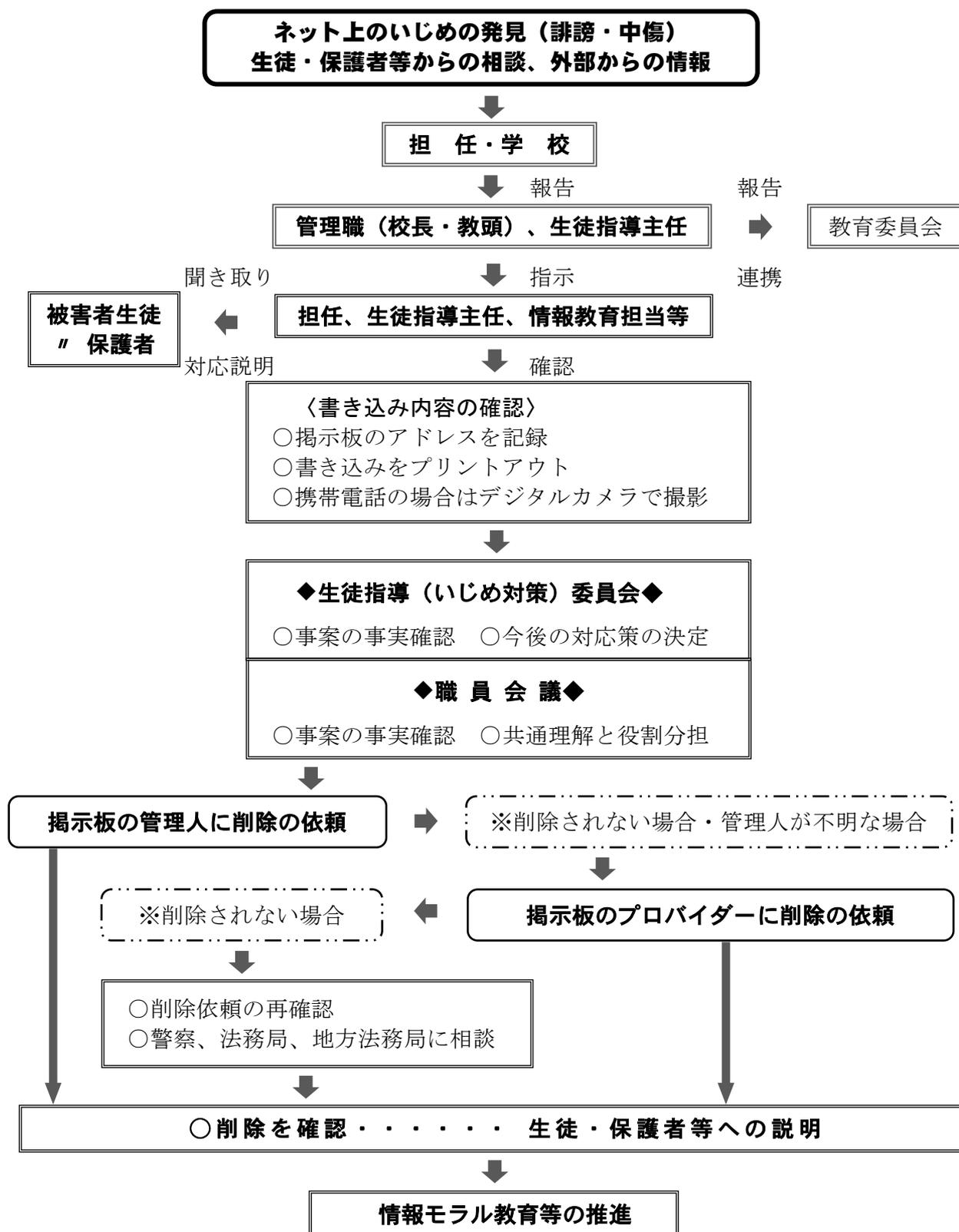
いじめ対応の原則・・・

早期に対応，周囲と連携して対応

<p>1 いじめられている生徒</p>
<p>① 起こっている事実を確認するとともに、辛い今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。</p> <p>② いじめられている生徒を最後まで守り抜くこと、そして秘密を守ることを伝える。</p> <p>③ 必ず解決できる希望をもたせる。</p> <p>④ 自信をもたせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるようにする。</p>
<p>2 いじめている生徒</p>
<p>① 事実を正確に把握する。複数の場合は個別に話を聴き、事実関係の突き合わせを行う。</p> <p>② いじめの行為をしてしまった気持ちや状況などについて十分に聴いた上で指導する。</p> <p>③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、いじめが非人道的であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。</p>
<p>3 学級全体</p>
<p>① いじめが起こったことを伝え、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。</p> <p>② いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめを肯定する行為であることを認識させる。</p> <p>③ 「いじめは絶対に許されない行為」であることを認識させる。</p> <p>④ 全教職員で共通理解を図り、学校全体で取り組む。</p>
<p>4 いじめられている生徒の保護者に対して</p>
<p>① 発見すれば、その日のうちに話合いの機会をもち、対応策を協議する。その際、学校としていじめられている生徒を守り抜くことを伝える。</p> <p>② 継続して家庭と連携をとり、家庭での生徒の変化に注意してもらい、どんな些細な相談でも真摯に受け止める。</p> <p>③ 学校での生活の様子や家庭での生活の様子など、密に連絡を取り合う。</p>
<p>5 いじめている生徒の保護者に対して</p>
<p>① いじめの事実を伝え、いじめられている生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝える。</p> <p>② いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢を示すとともに、事の重大さを認識させ、家庭でもいじめが卑怯な行為であることを指導するように依頼する。</p> <p>③ 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考える。</p>
<p>6 関係機関</p>
<p>① 些細なことでも、校長や教頭、生徒指導主任、養護教諭などでチームをつくり、学校として解決に当たる。</p> <p>② プライバシーに配慮しつつ、カウンセラーやPTA、学校運営協議会委員などに事態を報告し、一体となって解決に取り組む。</p> <p>③ 事案によっては、教育委員会や警察、民生委員等と連携をとる。</p>

【いじめ問題発生時の対応と連携】 (教育課程 H21~23 参照：問題行動等対応マニュアル「いじめ問題」)





【初期対応の留意点】

- 学校の対応→掲示板の確認、保存印刷。家庭訪問を行い、被害生徒や保護者と話し合う。
- 被害者への対応→心当たりや要望を、時間をかけて聞く。
- 事後策①→過剰反応をしない。エスカレート防止策として生徒観察と情報共有を行う。
- 事後策②→個人情報の書き込みの場合はサイトや管理者、プロバイダーに削除依頼する。
- 日常的取組→情報モラル教育の推進、道徳教育の充実を図る。

V いじめ防止に関するチェックポイント

1 クラスを見直すポイント

- 年度当初、学級開きなどの機会にいじめについて話をしましたか。
- 毎日、生徒一人一人の表情に気を配っていますか。
- 生徒の服装や素振りの変化に気を配っていますか。
- 机の並びや掲示物、教室内のゴミなどに気を配っていますか。
- 日々の学校生活の問題を取り上げ、人としての善悪について考えさせていますか。
- どの生徒に対しても「認める」ことや「褒める」ことに心掛けていますか。
- 生徒の様子が少しでもおかしい時は、忙しくても優先して行動していますか。

2 いじめが起こりやすい集団

- 朝、いつも誰かの机が曲がっている。
- 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする。
- グループをつくると机と机の間にすきまがある。
- 授業中、教師に分からないように消しゴム投げなどを行っている。
- 教師がいないと掃除がきちんとできない。
- 些細なことで冷やかすグループがある。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。

3 いじめている生徒の様子

- 他の生徒に対し、威嚇する表情をする。
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す。
- ずるいところがある。
- 教師の言動を素直に受け取らない。
- 職員によって態度を変える。

4 いじめられている生徒の様子

- 顔色が悪く、元気がない。
- 遅刻や欠席が増える。
- 早退や一人で下校することが増える。
- ときどき涙ぐんでいる。
- 下を向いて視線を合わせようとしない。
- 身体の具合は悪くないが保健室に行きたがる。
- いつもみんなの行動を気にして目立たないようにしている。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- 一人でいることが多い。
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- 持ち物や机などに落書きがされている。
- 理由もなく成績が急に下がる。
- 部活動を休むことが多くなり、突然辞めると言い出す。

VI いじめ防止に関する実態調査

1 趣 旨

学校生活における生徒の実態を把握し、教師の見立てと生徒の感じ方とのギャップを捉え、ケースに応じて教師が相談や指導等の積極的な関わりを通して、全員が健全な規範意識をもちながら学校生活を送ることができるようにしていくことをねらいとして実施する。

2 アンケート

月1回（月末に実施）

いじめは絶対に許されない行為です

一人一人が小さいいじめを見逃さず
いじめで苦しむ仲間を
一人も出さない学校を目指しましょう

いじめや悩み事に関するアンケート

この1か月間を振り返り、当てはまるほうに○を付けましょう。

- | | |
|----------------------|----------|
| 1 自分がいじめを受けた | 〔ある・ない〕 |
| 2 いじめを受けている人がいる | 〔いる・いない〕 |
| 3 嫌なことを言われた | 〔ある・ない〕 |
| 4 嫌なことをされたり、させられたりした | 〔ある・ない〕 |
| 5 ものがなくなったり、壊されたりした | 〔ある・ない〕 |
| 6 暴力を受けた | 〔ある・ない〕 |
| 7 クラスに困っている人がいる | 〔いる・いない〕 |
| 8 今、悩みや心配事がある | 〔ある・ない〕 |

悩んでいることや心配事があれば書いてください。

「魅力ある学校づくり」を目指して

- ア 学校が楽しい ()
- イ みんなで何かをするのが楽しい ()
- ウ 授業に主体的に取り組んでいる ()
- エ 授業がよくわかる ()

①あてはまる ②どちらかといえばあてはまる ③どちらかといえばあてはまらない ④あてはまらない